

準要保護児童生徒援助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な児童または生徒を持つ保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による要保護者に準ずる程度の困窮者)に対し、鯖江市が就学に必要な経費の援助をすることにより、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 準要保護児童生徒援助費の支給対象者は、市内の小学校または中学校に在籍している児童または生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2)要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると教育委員会が認定した者

(申請)

第3条 準要保護児童生徒援助費の支給を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、就学する学校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

- (1)準要保護児童生徒認定申請書(様式第1号)
- (2)所得証明書(同居者で収入のある人全て)

(認定基準)

第4条 教育委員会は、次に掲げる認定基準により、認定の適否を決定するものとする。

- (1)申請者の経済状況、児童または生徒の日常の生活状況、家庭の諸事情等および申請時の聞きとり事項を勘案し、援助が必要と認められる者
- (2)文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費の需要額測定に準じて一世帯の年間所得額合計(月額に換算)が、需要額の1.0倍未満の者。なお、次の算式により算定するものとする。

$$\frac{\text{一世帯の年間所得額合計} - \text{社会、生命、損害保険料(月額に換算)}}{\text{需要額(特別支援教育就学奨励費の需要額測定に準ずる.)}}$$

- (3)その他教育委員会が必要と認めた者

(認定通知)

第5条 教育委員会は、準要保護児童生徒として認定した者(以下「認定者」という。)に対し、準要保護児童生徒認定通知書(様式第2号)を、学校長を経由して通知するものとする。

(認定取消および辞退)

第6条 認定者が、年度の中途において世帯の経済状況の好転または転出、死亡等により援助を必要としなくなった場合は、準要保護児童生徒認定辞退届(様式第3号)を、学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

(委任)

第7条 認定者は、児童または生徒が在籍または通級する学校の学校長を代理人と定め、認定が継続する期間、援助費の支給費目に係る請求に関する権限を委任することができるものとする。

2 前項の委任に当たっては、認定者は、前項の学校長を通じて教育委員会に委任状(様式第4号)を提出するものとする。

(支給方法)

第8条 教育委員会は、援助費の支給について、認定者から前条の委任状を徴し、口座振込または学校長を経由して支払う方法により支給することができるものとする。

(援助費)

第9条 援助費は、次のとおりとする。

(1)学用品費等

ア 学用品購入費

イ 通学用品費

ウ 新入学児童生徒学用品費等

エ 通学費(片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者で、公共交通機関により定期通学している者)

(2)修学旅行費等

ア 修学旅行費

イ 校外活動費

(3)医療費 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第24条に定められた疾病のみとする。

(4)学校給食費

(5)PTA会費

(6)学用品費等および学校給食費は、各学期の終わりの月に支給する。

(7)修学旅行費は、修学旅行費に関する諸経費の報告書(様式第5号)により支給する。

(8)校外活動費は、校外活動費(宿泊を伴わないもの)に関する諸経費の報告書(様式第6号)および校外活動費(宿泊を伴うもの)に関する諸経費の報告書(様式第7号)により支給する。

(9)医療費は、医療券(様式第8号)により治療を受け、医療費請求書(様式第9号)に基づき支給する。

(区域外就学援助費)

第10条 第2条の規定にかかわらず、区域外就学児童生徒に係る援助費は、次のとおりとする。

(1)学用品費等、修学旅行費等およびPTA会費は、市内に住所を有し、市外の小学校または中学校に通学する者に支給する。

(2)学校給食費および医療費は、市内の小学校または中学校に通学し、市内に住所を有しない者に支給する。

(返還)

第11条 教育委員会は、認定者が偽りその他不正の申請に基づき援助費の支給を受けたときは、認定を取り消すとともに、既に支給した援助費の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。